

## 川崎市指定障害児通所支援等事業者等監査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の22、第21条の5の23若しくは第21条の5の24の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定障害児通所支援事業所の従業者であった者、法第24条の15、第24条の16若しくは第24条の17の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者、指定障害児入所施設等の長その他の従業者である者若しくは指定施設設置者等であった者又は法第24条の34、第24条の35若しくは第24条の36の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定障害児相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）の行う障害児通所給付費等、障害児入所給付費等又は障害児相談支援給付費等（以下「障害児支援給付費等」という。）に係る指定障害児通所支援等、指定入所支援等若しくは指定障害児相談支援等（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容又は障害児支援給付費等に係る費用の請求に関する監査に関する基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

### (監査方針)

第2条 監査は、指定障害児通所支援等事業者等の指定障害児通所支援等の内容等について、法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16、第24条の17、第24条の35若しくは第24条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、その疑いがあると認められる場合又は障害児支援給付費等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを主眼とする。

### (監査対象となる指定障害児通所支援等事業者等の選定基準)

第3条 監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

#### (1) 要確認情報

- ア 通報、苦情及び相談等に基づく情報
- イ 市町村及び相談支援事業者等へ寄せられる苦情
- ウ 障害児通所給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

#### (2) 運営指導において確認した情報

市が法第21条の5の22、第24条の15、第24条の34、第57条の3、第57条の3の2、第57条の3の3、若しくは第57条の4の規定により指導を行い、指定障害児通所支援事業者等について指摘した指定基準違反等

### (監査方法等)

第4条 監査方法等は、原則として次のとおりとする。

#### (1) 報告等

市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害児通所支援等事業者等に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出又は提示を命じ、出頭を求め、当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援等事業者等の当該指定に係る事業所等に立ち入り、その設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

#### (2) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 市長は、当該指定障害児通所支援等事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

#### (3) 行政上の措置

市長は、指定基準違反等が認められた場合には、法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16、第24条の17、第24条の35及び第24条の35「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行う者とする。

##### ア 勧告

法第21条の5の23第1項各号、法第24条の16第1項各号及び法第24条の35第1項各号に定める指定基準違反の事実が確認された場合、指定障害児通所支援等事業者等に対して期限を定め、基準を遵守すべきことを勧告することができる。この場合において、当該勧告を受けた指定障害児通所支援等事業者等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

##### イ 命令

前項の規定による勧告を受けた指定障害児通所支援等事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、その旨を公示する。

##### ウ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第21条の5の24第1項各号、法第24条の17第1項各号及び法第24条の36第1項各号のいずれかに該当する場合、指定障害児通所支援等事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

#### (4) 聴聞等

監査の結果、当該指定障害児通所支援等事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

#### (5) 経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、障害児支援給付費等の全部又は一部について、法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収を行う。また、障害児支援給付費等に関係する市町村に対し、徴収を行うよう指導する。

イ 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第57条の2第2項並びに第4項の規定により、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導する。

(合同指導の実施)

第5条 監査に当たっては、必要に応じて関係各課及び関係機関との協力を得て合同で実施することができる。

(都道府県等との連携)

第6条 市は、都道府県及び市町村との連携を図り、必要な情報交換を行うことで、適切な監査の実施に努めるものとする。

(国への情報提供等)

第7条 国への情報提供等について、次のとおり行うものとする。

(1) 国への情報提供

市は、取消処分等の内容について、当該内容を決定する前に、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に情報提供を行う。

(2) 国への報告

市は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、監査に関する必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月2日から施行する。